# 「作家宇佐美典也氏」の仲介貿易談義

米満 啓

#### 1. はじめに

3月22日の本欄(<a href="http://www.1st-xcont.com/KoreanExpControlCriticisms.pdf">http://www.1st-xcont.com/KoreanExpControlCriticisms.pdf</a>)で2019年の「半導体関連材料3品目」管理強化を論じた際に、私は宇佐美典也氏という作家の主張を「非常にミスリーディングで納得しがたい」とくさしました。しかし仮にも相手は「元経済産業省官僚」です。そういう御仁をくさすなら、それなりの根拠を示す必要があると感じていました。

そこで今回は、氏が同年に書かれた「サムスンはなぜ中国からフッ化水素を調達したのか?」 という記事(<a href="https://agora-web.jp/archives/2040373.html">https://agora-web.jp/archives/2040373.html</a>)の中から、氏の作風を象徴すると思われる一節をとりあげて論じます。

まずは問題の記事をご覧ください。

## ④ ホワイト国外しによる仲介貿易の「違法化」

このように韓国企業が日本のフッ化水素を中国へ輸出していることについてはほぼ確認が取れたと言ってもいいのだが、では今度は韓国企業のこうした行為、専門的には「仲介貿易」という、が日本の外為法上でどのように捉えられるか確認してみよう。

### (参考1) 仲介貿易・技術取引規制の概要

外国相互間で貨物の移動を伴う取引又は技術の提供を行う場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

- 1. その貨物・技術が武器(輸出令別表第1又は外為令別表の1項に該当する 貨物・技術)である場合
- 2. 輸出令別表第1又は外為令別表の2項~16項に該当する貨物・技術を非ホワイト国間で移動又は移転する場合であって、大量破壊兵器等の開発等のおそれのある場合



資料は経産省貿易管理部「法令遵守のポイント」より

結論から言えば、上図のように日本の外為法では「ホワイト国の仲介貿易」は規制していないが、「非ホワイト国間の仲介貿易」を許可対象としている。つまり現状では韓国企業の仲介貿易は「合法」であるが、8月下旬以降韓国がホワイト国から外されるとそれ以降韓国の無認可での仲介貿易は「違法」となる。逆に、日本政府としては、仲介貿易を管理しようとするならば韓国をホワイト国から外さなければならない、ということになる。

輸出管理を少しでもかじった人なら騙されないでしょうが、「元経済産業省官僚」の解説とあって、かしこまって耳を傾ける人が多いかもしれません。以下、この記事のどこがヘンなのかを説明します。問題は2点あります。

### 2. それは「仲介貿易」なのか?

図で述べている取引の典型的パターンは

居住者(例えば日本企業)がA国(例えば韓国)にある貨物を入手するとともに、B国(例えば中国)の買い手を見つけ、貨物をA国からB国へ直接(日本を経由せず)送るというものです。

宇佐美氏が**韓国から中国への貨物移動を仲介貿易という のなら、それは下記を意味**します;

#### i)取引の主体は日本企業の筈。

韓国企業が中国に送ったのは日本企業の指図によるということ。中国の買い手と契約したのも日本企業となります。

韓国企業が自分で中国の買い手を見つけ自分の判断で送ったのであれば、「仲介貿易」とはいいません。(「再輸出」といいます)

# ii) 貨物は取引開始時点では韓国にあった。

仮にそれが日本製品だったとしても、クダンの日本企業はそれを韓国で入手したのだということです。もし韓国へ輸出される当初の段階からその企業が貨物をコントロールしていて「日本→韓国→中国」のルートでの移動を企図していたのであれば、それは「仲介貿易」ではありません。(「迂回輸出」といいます。) 「迂回輸出」はたとえ経由国がホワイト国であっても「B国向け」輸出としての規制対象になります。

でも上記は宇佐美氏のストーリーとは違いますよね。氏は「韓国企業の勝手なふるまい」の1つとして「中国への移転(横流し)」を主張していたのですから。上記のような日本企業が主役(悪玉)となるストーリーのわけがありません。

#### 3.「仲介貿易」の「規制要件」をわかっているのか?

ご存じの通り、規制要件は「大量破壊兵器関連用途」(と判明のケース)と「経産省インフォーム」です。用途が「中国の半導体工場での半導体製造」ならば、(よほどの特別な事情でインフォームが行われない限り)大臣許可は必要ありません。

したがってここで論じている「半導体関連材料 3 品目」が、「仲介貿易」規制に抵触することはないのです。

### 4. むすび

以上の考察からわかること。それは**宇佐美氏の仲介貿易規制理解度がゼロだということ**です。 知らないなら黙っていればよいものを、余計な口を挟むからメッキが剥がれるのです。おまけに もっともらしく経産省のセミナー資料を持ち出したりして。

「作家としての宇佐美氏」の表現の自由は尊重されねばなりません。しかし「元担当官庁官僚」 としてこの手のオハナシを垂れ流すのはどんなものでしょうか?

少なくとも私の目には「消防署の方から消火器を売りに来た人」のように見えます。また元の同僚諸氏がどう思うか気にはならないのだろうか、とも思いました。 (2023.4.10)

